

(令和6年度補正分) 令和7年度愛媛県地域少子化対策重点推進事業費補助金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 愛媛県東温市
本事業の担当部局名 教育委員会保育幼稚園課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	都道府県主導型市町村連携コース				
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	令和7年度東温市結婚新生活支援事業			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年2月28日	事業開始年度	令和7年度
総事業費(A)(円)	25,411,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	25,411,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	15,000,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け	＜自治体における少子化対策の全体像＞※全事業共通 少子化、晩婚化の原因となっている理由として経済的負担が大きいことがあげられる。結婚新生活支援事業を実施し、新婚世帯の経済的不安の軽減を図る。				
	＜本個別事業の位置付け＞ 結婚新生活支援事業を実施し、経済的理由で結婚を諦めることがないよう、新婚世帯の経済的不安の軽減を図る。				

1. 概要

【対象費用】

○

住宅取得費用

○

住宅リフォーム費用

○

住宅賃借費用

○

引越費用

【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満
	自治体独自基準	国基準に加え、29歳以下かつ合計所得が500万円以上660万円未満 ※要件緩和分は県交付金と自治体単費にて実施
年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
	自治体独自基準	

【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

29歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円
	自治体独自基準	国基準に加え、29歳以下かつ合計所得が500万円以上660万円未満の新婚世帯について、20万円を 上限に補助 ※要件緩和分は県交付金と自治体単費にて実施
39歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円
	自治体独自基準	

【その他独自要件】

29歳以下かつ世帯所得660万円未満の新婚世帯に対し、時短・省エネ家電購入に要した費用について、20万円を上限に補助
※県交付金と自治体単費にて実施

個別事業の内容

2. 申請見込

①新規世帯見込

30	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	20 世帯
その他	10 世帯

②継続補助世帯見込

(継続補助規定の有無)

0	世帯
無	

【世帯数積算根拠】

- ① 過去3年で受付けた婚姻届けの件数の平均から対象世帯を算出。
- ② ①で算出した数値から29歳以下、39歳以下の割合を人口動態統計から計算し、算出。
- ③ ②で算出した数値から世帯年収の割合を計算し対象世帯を算出。

(参考)

【令和6年度申請状況】

未実施

申請世帯数見込	0	世帯
～12月(実績)	0	世帯
1月～3月(見込)	0	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	20	世帯	×	600,000	円	=	12,000,000	円
(その他)	10	世帯	×	300,000	円	=	3,000,000	円
				(継続補助)			0	円
				合計			15,000,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

3. 広報の実施予定

市広報誌、ホームページに事業内容等の掲載、市役所へ婚姻届を提出した世帯に対し、事業チラシを配布。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	出生数		人/件	190 (R7年度)	159 (R6年度)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			---	
	婚姻件数		件	84 (R6. 4. 1)	
	婚姻率			---	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100 (R7年度)	---
	(アウトカム)				
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80 (R7年度)	---
	②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80 (R7年度)	---